

身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- ① 利用者一人ひとりに様々な障害特性があり、その障害特性を理解し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を行う。
- ② 「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束の防止に努める。

2. 身体拘束にあたるものとして、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」では、以下のような11の行為を示している。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子から、ずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護服(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体拘束等適正化に向けた体制

① 虐待防止委員会(身体拘束適正化検討委員会)の設置

【各事業所虐待防止委員会(身体拘束適正化検討委員会)】

委員長(虐待防止責任者)=管理者。委員会毎に1名配置する。

虐待防止マネージャー(虐待防止担当者)=サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員の職種職員。

事業所毎に1名配置する。委員長との兼務も可とする。

委員=管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者以外の職種職員。委員会毎に1名以上配置する。可能な限り看護師を含める。

※虐待防止マネージャーは身体拘束等の適正化対応策担当者も兼ねる(相談系以外)。

※小規模事業所は委員会(会議)の合同開催も可とする。

【法人権利擁護・虐待防止委員会(身体拘束適正化検討委員会)】

オブザーバー=1名 委員長=1名 副委員長=1名 委員=10名

オブザーバー以外は原則各事業所の委員会(会議)開催単位毎に、委員長若しくは虐待防止マネージャーから1名選出する。また別途1名看護師を委員に加える。

② 定期的な職員研修の実施(年1回以上)

新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施

③ 記録の整備(やむを得ず身体拘束を行った場合は必ず記録として残す)

4. 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束(身体拘束の3つの要件)

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

※身体拘束を行う場合には、以上3つの要件を全て満たすことが必要。

◎ 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束の手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人またはチームで行うのではなく、個別支援会議などにおいて、組織として検討・決定する必要がある。この場合、管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者など支援方法についての権限をもつ職員が出席する必要がある。

② 本人・家族への十分な説明

・身体拘束の内容、理由、目的、時間などを利用者本人や家族に対して十分に説明することに加えて、書面で同意を得る。

③ 必要な事項の記録と再検討

・身体拘束を行った場合には、その様態や時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

④ 身体拘束の解除

・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

5. 不適切な身体拘束発生時の対応

職員等が利用者への不適切な身体拘束を発見した場合、まず直属の上司や管理者等に報告する。事実確認を行い、不適切な身体拘束の可能性がある場合は速やかに事業所の委員会を開催する。そして法人委員会及び理事長、統括責任者に報告し、同時に行政機関の担当窓口へ報告する。

事業所委員会の報告を受け、直ちに法人委員会を開催する。

利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなども重要。

さらには、発生要因を十分に調査・分析し、客観的な分析が必要な場合、外部の方に内部調査を依頼し検討するとともに、再発防止に向けて法人全体へ周知し、改善計画を具体化していくよう努める。

6. 本指針の閲覧

本指針は、各事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び利用者家族等関係者、職員等がいつでも閲覧できるようにする。

(附則)

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

(1)令和7年4月30日より一部改正